

泉大津市教育委員会会議 令和6年第1回定例会

会 議 事 項

(令和6年1月17日)

## 会 議 事 項

日程第 1 議案第 1 号 令和6年度小・中学校教職員一般人事及び管理職人事  
について

日程第 2 議案第 2 号 泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に  
関する規則の制定について

日程第 3 報告第 1 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

日程第 4 議案第 3 号 令和5年度教育委員会表彰被表彰者の決定について

|             |
|-------------|
| 教育委員会資料     |
| 6 . 1 . 1 7 |
| 指導課         |

## 議案第 1 号

# 令和 6 年度小・中学校教職員一般人事及び 管理職人事について

### 1 趣 旨

令和 6 年度教職員人事基本方針に基づき、小・中学校一般教職員及び管理職人事に係る事務についての適正化を図る。

### 2 根拠法令

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(7)教職員人事の基本方針に関すること。

第 3 条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

### 3 審議内容

令和 6 年度小・中学校一般教職員および管理職人事に係る事務を泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第 2 条及び第 3 条第 1 項に基づき、臨時に教育長に代理させる。

### 4 今後の予定

- ・ 3 月定例会 教職員一般人事及び管理職人事の報告

|             |
|-------------|
| 教育委員会資料     |
| 6 . 1 . 1 7 |
| 指導課         |

## 議案第 2 号

# 泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な 管理等に関する規則の制定について

### 1 趣 旨

この規則は、泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものである。

### 2 根拠法令

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）

### 3 制定内容

別紙 1 規則（案）のとおり

### 4 施行期日等

この規則は、公布の日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

## 泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等 に関する規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、泉大津市立学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「法」という。）

第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第 2 条 泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

（上限時間の原則）

第 3 条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（法第 7 条第 1 項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

1 箇月について 45 時間

1 年について 360 時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

1 箇月について 100 時間未満

1 年について 720 時間

1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月当たりの平均時間について 80 時間

1 年のうち 1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

- 3 前 2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 報告第 1 号

# 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

## 1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

## 2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

## 3 報告対象期間

令和 5 年 12 月 1 日（金）～ 令和 5 年 12 月 31 日（日）

## 4 内 容

別紙 2 のとおり

## 【承認】

| 番号 | 専決日      | 実施日                          | 件名                                    | 申請団体                       |   |
|----|----------|------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|---|
| 1  | R5.12.7  | R6.1.28                      | ムビフェス                                 | 泉大津野外映画祭実行委員会              | 新 |
| 2  | R5.12.5  | R6.2.17                      | ファミリーコンサート2024                        | 羽衣国際大学・羽衣学園短期大学 教育後援会      | 新 |
| 3  | R5.12.5  | R6.2.24<br>R6.2.25<br>R6.3.2 | 「7ヵ国語で話そう。」                           | (一財)言語交流研究所<br>ヒッポファミリークラブ |   |
| 4  | R5.12.8  | R6.2.9                       | 大阪府・視聴覚教育研究会大阪府(泉北)大会 大阪放送教育研究協議会研究大会 | 大阪府放送・視聴覚教育研究会             | 新 |
| 5  | R5.12.19 | R6.5.26                      | ライオンズクラブ国際協会335-B地区7R2Z一同 三市一町 吹奏楽音楽会 | 堺高石ライオンズクラブ                | 新 |
| 6  | R5.12.21 | R6.1.20<br>～<br>R6.3.17      | 令和5年度冬季特別展「紀元一世紀の社会変革—弥生後期のはじまりをさぐる—」 | 大阪府立弥生文化博物館                |   |
| 7  | R5.12.25 | R6.2.10                      | 2023年度和歌山大学教育学部共同研究事業成果報告会            | 和歌山大学教育学部                  |   |